

令和7年度第12回
杉並区農業委員会 総会

令和8年3月23日（月）

1. 開催日時 令和8年3月23日(月) 9時から10時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	秦 孝良		
会長職務代理	5番	飯田 幸弘		
委員	1番	細淵 玉美	9番	井口 源成
	2番	蓮見 紳次	10番	井口 明
	3番	原 修吉	11番	田原 良規
	4番	野田 一郎	12番	鈴木 宗孝
	6番	原田 映史		

4. 欠席委員(1人)

委員	8番	篠 清孝		
----	----	------	--	--

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	石野 哲夫
事務局次長	瀬端 一哉
事務局書記	齊藤 慧
	山口 育生
	櫻井 優奈
	河地 晃祐

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 令和8年度杉並区農業委員会活動指針について
- 3 令和8年度農業委員会の最適化活動目標について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

7. 議事

- 事務局長 それでは、令和7年度第12回の農業委員会総会を開始いたします。
本日は、協議事項が3件、報告事項がその他を含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
本日の欠席委員は篠委員、署名委員は田原委員と鈴木委員です。よろしくお願いいたします。
- では、協議事項に入ります。
議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。
1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。
相続税の納税猶予を適用されている方について、3年ごとの確認と証明になります。
今回は1件ございます。
 （1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明）
 （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続きまして協議事項の2番、令和8年度杉並区農業委員会活動指針について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、資料の令和8年度杉並区農業委員会活動指針をご覧ください。
農業委員会法第7条によりまして、農業委員会は「農地等利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務づけられております。
そのため、開催通知と同封する形で皆様に事前にご意見をお伺いした上で、事務局にて作成いたしました。本日ご意見をお聞かせいただきまして、内容をご決定いただければと思います。
変更点といたしましては文言については軽微な修正、数値については2ページ目（3）遊休農地の解消目標を変更しております。
変更点は以上です。
- 議長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

○井口明委員 遊休農地の解消目標の部分に管内の農地面積が記載されておりますが、農地の減少を食い止めるのは難しいですね。

○原委員 実際に農地を減らさないというのは相当難しいと思います。けれども、農家の中には広い庭を所有しており、その庭を利用してタケノコや果樹、苗を作っている農家が多くいます。そのような庭は農業的な役割を担っているのだから、庭と農作業の部分が混然としている場所をしっかりと分け、農作業部分は生産緑地に入れたりすることを、農家に勧めていくことも一つだと思います。可能な限り、自宅敷地を農地に変えて、生産緑地に指定することで住宅部分については相続税猶予を受けることもできます。減少分まで補うことは難しいかもしれませんが、少しずつでも増やしていくことを一緒に考えていくということが必要であると思います。

○議長 ありがとうございます。
そのほかに何かご意見ございますか。
(意見なし)

○議長 それでは、こちらの内容にて決定いたします。
続きまして、3番、令和8年度農業委員会の最適化活動目標について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは資料をご覧ください。農林水産省から発出されました通知を基に、新たに令和7年度最適化活動の目標を設定し、取り組むこととなります。3月末までに目標を設定し、4月末までにインターネット等の方法により公表をすることになっております。こちら、書式に合わせて例年どおり作成しており、杉並区は全面市街化区域のため記載が不要とされている箇所につきましては、斜線を入れております。

1 ページ目は、農業委員会及び農家農地の現況につきまして、2020年農林業センサスに基づいて記載しております。

2 ページ目の最適化活動の目標、1番、最適化目標の成果目標の(2)遊休農地の解消ですけれども、引き続き遊休農地がゼロとなるよう所有者の意識向上に努めるとして記載しております。

続きまして3ページ目、2番、最適化活動の活動目標につきましては、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1人当たりの活動日数

標は、月6日とさせていただきます。

記載の箇所の説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。

(協議)

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまご協議いただいた内容で決定したいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処分について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」8件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして、報告事項2番、その他の報告事項について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 それでは、私から2件報告いたします。

1つ目、農地利用状況調査についてです。毎年5月ごろに生産緑地及び特定生産緑地の追加のため、申請農地の利用状況調査を行っておりましたが、みどり公園課より本年度は申請が来ていないとのことでありましたため、この時期の調査は行わない予定となっております。もし申請がございましたら、会長と担当委員と事務局にて調査を行いますので、よろしく願いいたします。

2つ目、活動記録カードについてです。今年度も、農業委員としての活動及びカードを提出いただきまして、誠にありがとうございました。来年度以降も引き続き、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

全体をとおして委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(その他報告なし)

○議長

それでは、次回の日程は4月23日水曜日、16時から農業委員会総会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第12回総会を閉会いたします。ありがとうございました。